

災害時における調査等の相互協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会関西支部（以下「乙」という。）は、災害時における調査等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波等の異常な自然現象や予期できない災害等により、甲の所管する公共土木施設等（工事中の施設を含む。以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査等の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

- 第3条 甲は、前条の範囲において災害が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査及び判断が必要と認めるときは、乙に協力要請できるものとする。
- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲へ直接報告するものとする。
- 3 乙は、前条の範囲において災害が発生し、自らが自律的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
- 4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。
- 5 乙は、本条第3項に定める調査を実施したときは、その結果について書面により甲へ報告するものとする。
- 6 甲は、本条第2項及び第3項の結果を踏まえ、被災した所管施設等の復旧・復興への技術的提言を乙に求めることができるものとする。
- 7 乙は、前項に定める要求があったときは、学術的な専門性や高度な知見に基づき、提言を甲に行うものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲及び乙は、前条に定めるところにより協力を要請するときは、要請する旨の文書（以下「要請書」という。）を要請先に送付するものとする。

（連絡体制）

第5条 第3条に係る事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれの連絡体制を定め、相互に共有しておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制に変更があった場合は、相手方に対して速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査等において、費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

3 甲が負担する費用は、乙が実施した調査等の内容を踏まえ、甲乙協議して定めるものとする。

（成果の公表及び使用）

第7条 第3条に定める調査等の成果について、甲及び乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとする。

（実施範囲の特例）

第8条 甲が特に必要として第2条に定める範囲以外において調査等の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。

（損害の負担）

第9条 調査等の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の期限は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定を期間の満了日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

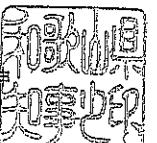
3 この協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議のうえ、この協定は廃止することができる。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年5月13日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸


乙 公益社団法人土木学会関西支部
支部長 森昌文
